資料１-１

会議の公開・非公開について

１　結　論　　　　公開とする。

ただし、第２回の会議については、非公開が妥当である。

２　非公開とする理由

第２回会議では、応募内容の審査を予定しており、会議を公開することにより、審査選定上必要な情報であっても、企業秘密に関する情報が含まれているため。

３　非公開の法的な根拠

・会議の公開に関する指針　３（１）

・大阪府情報公開条例第８条第１項第１号

【参考】

○会議の公開に関する指針 ＜裏面＞

○大阪府情報公開条例【第８条第１項第１号】

第八条　実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれか

に該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

一　法人(国、地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報

の公開に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同

じ。)、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公

社その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法

人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で

あって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その

他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し

危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な

影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報(以下「例外

公開情報」という。)を除く。)